

板橋区動物の死体処理作業及び免除申請手続きに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、区内の飼い主及び土地、建物の占有者等（以下「飼い主等」という。）から依頼のあった動物死体処理及び免除申請手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象動物)

第2条 対象の動物死体は下表のとおりとする。

区分	対象動物	備考
飼い主等から処理依頼の届出 ※があった動物死体	家庭廃棄物で重量 25kg 未満 の動物死体	重量 25kg 以上の動物死体は、一般廃棄物処理業の許可を受けている処理業者を紹介する。

※東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則

第19条に規定する「動物死体届出書」

(作業方法)

第3条 動物死体処理の作業手順は以下のとおりに行う。

- (1) 清掃事務所長は、飼い主等から処理依頼の届出があったときは、必要な器材を携行の上、速やかに収容する。
- (2) 動物死体の取扱いの際は、悪疫感染等を防止するため、必ずゴム手袋を使用する。
- (3) 動物死体は、露出・悪臭発散・流血等を防止するため、死体を収容袋に入れて完全に梱包する。
- (4) 死体収容袋は、飼い主からの依頼分は「黒袋」、道路分及び飼い主でない者からの依頼分は「黄袋」を使用する。

(一時保管)

第4条 動物死体は委託業者に引き渡すまでの間、一時冷凍保管するとともに、防臭剤等の活用による悪臭防止等の措置を行う。

(処分方法)

第5条 業者への引渡しは以下のとおりに行う。

- (1) 委託業者に引き渡す場合は、「動物死体引渡し伝票」（別記様式1）を発行する。
- (2) 委託業者に火葬・埋葬処分させる。
- (3) 履行の確認は、完了届（別記2号様式）による。

(動物死体処理手数料の徴収及び免除)

第6条 動物死体処理手数料の徴収方法、免除対象については以下のとおりに行う。

- (1) 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例第54条（以下、「条例」という。）の規定により手数料を徴収する。

(2) 条例第 55 条及び東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則 44 条 6 項の規定により行う動物死体処理手数料の免除は、条例第 38 条に基づく動物死体の届出をする者のうち、土地、建物の占有者等(ただし、飼い主を除く)を対象とする。

(取扱い上の注意)

第 7 条 動物死体の取扱いについては以下の点に留意する。

- (1) 狂犬病等伝染病死の動物の死体処理については、板橋区保健所に連絡し、協議のうえ処理する。
- (2) 死亡獣畜(牛、馬、めん羊、山羊)、産業廃棄物(畜産農業に係るもの)及び事業系一般廃棄物である動物死体の取扱いは、化製場又は死亡獣畜取扱場の設置許可を受けている業者を紹介する。

(道路、河川分の管轄)

第 8 条 道路及び河川における動物死体の処理は、以下のとおりの各管轄の扱いとする。

- (1) 都道上の動物死体については、「東京都知事が管理する道路上の動物死体の処理に関する協定」に基づき処理する。
- (2) 国道上の動物死体については、東京国道事務所万世橋出張所に処理を依頼する。
- (3) 区道上の動物死体については、管轄の清掃事務所に処理する。
- (4) 集積所の動物死体については、管轄の清掃事務所に処理する。
- (5) 河川分の動物死体については、以下の各管轄に処理を依頼する。
 - ア 荒川については、荒川下流河川事務所に処理を依頼する。
 - イ 新河岸川については、東京都第四建設事務所に処理を依頼する。
 - ウ 石神井川と白子川については、土木部に引上げを依頼し、管轄の清掃事務所に処理する。

(委任)

第 9 条 この要領に定めのない事項については、別に資源環境部長が定めるところによる。

付 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 1

動物死体引渡し伝票

種別	届出分 (黒袋分)		道路河川分 (黄袋分)	備考
	20kg未満	25kg未満		
犬				
ねこ				
その他				
計				

確認者氏名

上記のとおり引き渡します。

年 月 日

引取業社名

殿

東京都 清掃事務所長

完 了 届

殿

年 月分

件名	動物死体の運搬及び処分		受託者
契約番号	清総経・輸第 号	報告年月日 年 月 日	住所
契約年月日	年 月 日	履行場所	氏名
契約期間	自 年 月 日 至 年 月 日	履行期間 自 年 月 日 至 年 月 日	法人の場合は 名称及び代表者

履行 月 日	発送場所	届出分 (黒袋分)			道路河川分(黄袋分)		計	備考
		到着場所	20kg未満	20kg以上 25kg未満	到着場所	運搬のみ		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
計								

上記のとおり確認する
 年 月 日
 所長
 職氏名 主事